

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・ 定額法

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金：職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、期末在職職員に対して支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上

②退職給付引当金：福井県民間社会福祉施設職員退職共済会における掛金累計額を計上

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) (独) 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度

(2) 福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式)

当法人では、社会福祉事業区分のみであるため、第一号の二様式、第二号の二様式、第三号の二様式を省略している。

また、社会福祉事業区分では1拠点区分のみであるため、第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式を省略している。

(2) しろの子保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

①しろの子保育園拠点 (社会福祉事業)

「本部」

「しろの子保育園」

拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) しろの子保育園拠点区分の計算書類 (第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書 (会計基準別紙 3 ㊸)

(3) 拠点区分事業活動明細書 (会計基準別紙 3 ㊹)

①本部

②しろの子保育園

明細書等の表示について

- (1)平成30年3月31日をもって「しろの子放課後児童クラブ」を廃止。
- (2)平成30年度は、事業廃止清算の年。
- (3)平成31年4月よりしろの子放課後児童クラブサービス区分の動きは無いが、会計ソフト上3年間は削除できない為、サービス区分が表示されている。
- (4)令和3年度よりしろの子放課後児童クラブサービス区分が表示されない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	99,323,562	0	3,761,911	95,561,651
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	100,323,562	0	3,761,911	96,561,651

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	174,829,567	79,267,916	95,561,651
構築物	28,425,411	24,531,044	3,894,367
車輛運搬具	1,747,773	1,747,769	4
器具及び備品	19,676,962	17,081,521	2,595,441
合 計	224,679,713	122,628,250	102,051,463

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	84,190	0	84,190
未収補助金	5,221,981	0	5,221,981
合 計	5,306,171	0	5,306,171

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし